

2015年（平成27年）4月14日

放送人権委員会決定 第54号
「大阪府議からの申立て」（TBSラジオ）
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「大阪府議からの申立て」（TBSラジオ）に関する 委員会決定 — 見解 —

申立人 山本 景
被申立人 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ

苦情の対象となった番組

『JUNK おぎやはぎのメガネびいき』

放送日時 2014年8月22日（金）午前1時00分～3時00分

（本件放送は冒頭の約7分）

| | |
|----------------------------------|--------|
| 【決定の概要】 | 2 ページ |
| 【本決定の構成】 | |
| I 事案の内容と経緯 | 3 ページ |
| 1. 本件放送内容と申立てに至る経緯 | |
| 2. 論点 | |
| II 委員会の判断 | 4 ページ |
| 1. 本件放送の内容と申立人の名誉・名誉感情の侵害の有無について | |
| (1) 問題の所在 | |
| (2) 本件放送の論評の対象と地方議会議員の名誉権、名誉感情 | |
| (3) 本件放送と権利侵害の有無 | |
| (4) 小括 | |
| 2. 本件放送と市長選との関係について | |
| III 結論 | 7 ページ |
| 補足意見 | 7 ページ |
| IV 放送概要 | 10 ページ |
| V 申立人の主張と被申立人の答弁 | 12 ページ |
| VI 申立ての経緯および審理経過 | 14 ページ |

【決定の概要】

本件申立ては、TBSラジオ&コミュニケーションズ（以下「TBSラジオ」という）が2014年8月22日（金）に放送した深夜トーク・バラエティー番組『JUNNK おぎやはぎのメガネびいき』で、お笑いタレント「おぎやはぎ」が展開したオープニングトークでの発言を対象としたものである。このトークでは、大阪維新の会（当時）の山本景・大阪府議会議員（以下「申立人」という）が無料通信アプリ「LINE（ライン）」で地元中学生らとトラブルになった経緯や、それに関連してテレビの情報番組でコメンテーターが「こいつキモイもん」と発言したことに対し申立人が放送人権委員会に人権侵害であると申し立てた一連の事態について語られた。

本事案は、おぎやはぎの小木氏らが「思いついたことはキモイだね。完全に」などと発言したことに対して申立人が「全人格を否定し侮辱罪にあたる可能性が高い」等として放送人権委員会に申し立てたもの。

委員会は申立てを受けて審理し、決定に至った。決定の概要は以下のとおりである。

本件放送における「キモイ」等の発言は、申立人の社会的評価を低下させ、申立人の名誉感情に不快の念を覚えさせる論評である。しかし、その種の論評であっても、公共の利害に関わる事項について公益を図る目的でなされたものであるときは、表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、論評の基礎となった事実の主要な点に誤りがなく、人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱したものでない限り、その論評は権利侵害として評価されるべきではない。

本件放送が論評の対象とした事象は、府議会議員である申立人自身が議員活動の一環として行っていたと説明している、中学生とのLINEでのやりとりと、テレビの情報番組内でのコメントに対する放送人権委員会への申立てである。これらの事象について、その議員に対する評価を含めて論評することは、市民の正当な関心事にこたえるものであり、本件放送には、公共性・公益性がある。これに対して、本件放送の論評によって新たに申立人の社会的評価の低下があったとしても、それはわずかなものと考えられる。

また、本件放送は申立人の名誉感情に不快の念を持たせるものではあるが、「キモイ」という言葉は、申立人と中学生のLINEでのやりとりの中で中学生が使った言葉として、本件放送の題材におけるキーワードの一つでもあり、本件放送は申立人の人格をことさら誹謗中傷するものとはとはいえない。

以上に鑑みれば、本件放送は、地方議会議員の行動に関わる事実に対する論評として公共性・公益性が認められ、他方で本件放送による社会的評価の低下や名誉感情の不快の念の程度を考慮すると、本件放送の論評については、申立人は地方議会議員として、これを受忍すべきものとする。

また、申立人は、2014年8月に申立人の中学生グループとのやりとりが報道されるようになったのは、同年9月に実施された交野市長選挙にかかわる政治的背景があったと主張するが、その主張と本件放送による人権侵害の有無の問題は関係を持たない。また、本件放送のタイミングにも特段の不自然さはないため、放送倫理上の問題もない。

なお、「キモイ」という言葉は、それが使われる相手や場面によっては、相手の人格を傷つけ、深いダメージを与えるものであるが、委員会は、これを無限定に使うことを是とするものではないことを付言する。

I 事案の内容と経緯

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

TBSラジオが2014年8月22日（金）に放送した『JUNK おぎやはぎのメガネびいき』は、お笑いタレント「おぎやはぎ」の矢作兼氏と小木博明氏が番組冒頭のオープニングトークで、大阪府議会議員で当時大阪維新の会に所属していた申立人が無料通信アプリ「LINE（ライン）」で地元中学生らとトラブルになった一連の問題を約7分にわたり取り上げた（この放送部分を、以下「本件放送」という）。

本件放送では、トラブルの経緯が多くのメディアにより伝えられる中、テレビの情報番組でコメンテーターが「だってこれ今ずっとVTR見てても、こいつキモイもん」と発言したことを受けて、申立人が放送人権委員会にその情報番組を人権侵害であると申し立てた一連の事態について、矢作氏が小木氏に説明するという形でトークが展開された。

この放送について、申立人は9月8日にTBSラジオの制作部長に対し番組内での謝罪を求めたが、制作部長は、番組内での発言は、「社会事象についてのコメント」であり、問題とは考えていないとして、謝罪を拒否した。

申立人は同日、申立書を委員会に提出。その中で「思いついたことはキモイだね。完全に」、「キモイと思ったもんはキモイでいいんでしょ」等の発言は、「全人格を否定し、侮辱罪にあたる可能性が高く、精神的な苦痛を味わった」と訴えている。

その後双方は話し合いによる解決を模索したものの、不調に終わった。

TBSラジオは11月10日、「経緯と見解」書面を委員会に提出、この中で「今回の放送は、大阪府議という公人である申立人の行為及び、それに付随した一連の社会事象へのコメントが主眼であり、小木氏の『キモイ』という発言は、あくまで申立人の不適切な行為に向けられている。申立人の人格に向けられたものではないし、ましてや全人格を否定する個人攻撃ではまったくありえない」として、侮辱罪にはあたらないと主張している。なお、TBSラジオによると、本番組は通常生放送で行っているが、この回は8月16日に事前録音したものを放送した。

委員会は11月に開催された第214回委員会で、委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）に照らし、本件申立ては審理要件を満たしていると判断し、審理入りすることを決めた。

放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁は、「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。また、申立人は2014年8月になってから、申立人と中学生グループとのやりとりが報道されるようになったのは、同年9月に実施された交野市長選挙で有利になることを目的とした当時の交野市長の政治的な行動

に基づくものであったと主張する。

申立てに至る経緯および審理経過は末尾「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

2. 論点

論点は以下のとおりである。

1. 本件放送の内容と申立人の名誉・名誉感情の侵害の有無について

- ① 本件放送の論評の対象と申立人の名誉権、名誉感情
- ② 地方議会議員の行動に関する論評と公共性・公益性
- ③ 本件放送と権利侵害の有無

2. 本件放送と市長選との関係について

II 委員会の判断

1. 本件放送の内容と申立人の名誉・名誉感情の侵害の有無について

(1) 問題の所在

本件放送で矢作氏は、申立人と中学生グループとのLINE上でのやりとりをめぐるトラブルの概要や、テレビの情報番組がこのトラブルを題材として放送する中で行われたコメントが人権侵害にあたるとして申立人がそのテレビ番組について放送人権委員会に申立てを行ったことなどを説明した。

これら一連の事実経過を聞いた小木氏が、「いや、俺、30後半って聞いて…ぱっと今思いついたことよ。口には出そうと思わなかったけど、思いついたことはキモイだね。完全に。やばくない？」とコメントし、矢作氏から発言を止められかけた小木氏がさらに「キモイと思ったもんはキモイでいいんでしょ。言って。だって公の人なんだから。俺らだって、なんか、もし変な…テレビで言ったら、キモイって言われるよ。」
「でも、しょうがないもんね、キモイもんは。」と述べ、矢作氏も「キモイけど、そんなもので怒っちゃう山本議員はかわいいよね。」と述べている。

申立人は、これら一連の「キモイ」という言葉を使った小木氏と矢作氏の発言が、「全人格を否定し、侮辱罪にあたる可能性が高く、精神的苦痛を味わいました。また、ネット上に『キモイ』という中傷の文言が溢れ、信用やイメージを著しく損ないました」とするものである。

申立人は、中学生とのやりとりや委員会への申立てに関する事実経過が真実であるか否かを問題とするものではなく、これらの事実経過を前提として、小木氏と矢作氏が「キモイ」等と論評したことを問題としている。

したがって、本件では、放送内容にかかる事実の真実性ではなく、出演者が行った論評が申立人の権利を侵害したか否かが問題となる。

なお、申立人が「侮辱罪にあたる」とする趣旨は、申立人の名誉感情が傷つけられ、併せて、申立人の社会的評価も低下して名誉を毀損されたというものである。

(2) 本件放送の論評の対象と地方議会議員の名誉権、名誉感情

これに対してTBSラジオは、小木氏らの「いや、俺、30後半って聞いて…ぱっと今思いついたことよ。口には出そうと思わなかったけど、思いついたことはキモイだね。完全に。やばくない？」などのコメントは、「大阪府議という公人である申立人の行為とそれに付随する一連の社会事象へのコメントが主眼であり、申立人に対する個人攻撃を目的としたものではない」、「キモイ」という発言は、「申立人の不適切な行為に向けられたものであり、個人に向けられた人格攻撃ではありません。」としている。つまり、これらのコメントは、申立人の行為や社会事象に向けられたものであって、申立人の社会的評価を低下させたり、申立人の名誉感情に不快の念を覚えさせるものではないと主張するので、この点について検討する。

小木氏と矢作氏のコメントは、申立人の中学生との一連のやりとりや申立人の委員会への申立てに関する事実経過を受けて、申立人の行為を論評するものであるが、行動の論評と社会的評価や人格に対する論評を峻別することは困難である。本件放送でも、小木氏は「いや、俺、30後半って聞いて…ぱっと今思いついたことよ」と述べているが、この「30後半」というのは申立人の年齢を指すものである。また、矢作氏が「山本議員はかわいいよね」と述べたことに対して小木氏は「あははは。かわいって言うの…なに、純粹って言うのかな。キモジュンじゃない？」とコメントしている。これらのことなどから見ても、本件放送に申立人の社会的評価や申立人の人格に対する論評の側面もあることは否定しがたい。

しかし、社会的評価の低下や名誉感情に不快の念を生じさせる論評であっても、論評を含む放送が、公共の利害に関わる事項について公益を図る目的でなされたものであるときは、表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その論評の基礎となった事実の主要な点に誤りがなく、人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱したものでない限り、その放送は権利侵害として評価されるべきではない。

特に、公職選挙によって選出される地方議会議員の行動に関わる事実に対する論評は、健全な民主政治の維持発展のために不可欠のものであり、それが議員の社会的評価を低下させたり、議員自身の名誉感情を傷つける側面を有するものであっても、議員においては、一般私人に対する論評よりも受忍すべき限度は高く、寛容でなければならない。

(3) 本件放送と権利侵害の有無

本件放送が、申立人の社会的評価を低下させ、また、申立人の名誉感情に不快の念を持たせる論評を含んでいたかを検討すると、本件放送で出演者らがコメントで用いている「キモイ」という言葉は、若者が多用する言葉で、対象となる物ないし人を、嫌悪感を持ったニュアンスを含めて「気持ち悪い」という趣旨で用いられることが多い。したがって、本件放送で出演者らが用いた「キモイ」の言葉を含んだコメントも、申立人の社会的評価を一定程度低下させ、また、申立人の名誉感情に不快の念をもたせる論評ではある。

そこで、本件放送が、公共性・公益性の観点から許容されるものであるかを検討する。出演者らが論評の対象としているのは、府議会議員が、中学生とLINEのグループを作ってやりとりをしていたこと、その府議会議員自身が議員活動の一環として行っていたと説明をしていること、この一連の行動に対するテレビの情報番組内でのコメントについて、委員会に申立てを行ったという事象である。このような議員の活動及びこれに付随して行った委員会への申立てについて、その議員に対する評価を含めて論評することは、市民の正当な関心事にこたえるものであり、本件放送には、公共性・公益性がある。本件放送は、いわゆるバラエティーのジャンルに属する番組の中で行われたものであり、申立人を揶揄している部分もあるが、政治をテーマとして扱い、政治を風刺したりすることは、バラエティーの中の一つの重要な要素であり、正当な表現行為として尊重されるべきものであるから、本件放送の公共性・公益性を否定するものと解すべきではない。

他方、本件放送が申立人の社会的評価を低下させた程度はそれほど大きなものではない。すなわち、論評の対象となった申立人の行為の核心は申立人と中学生との間のLINEを利用したやりとりなどに関するものであり、これらに関する報道は、本件放送が行われる前の2014年8月8日頃から新聞、テレビ等でなされている。そして、申立人自身も一連の申立人の行動が不適切なものであったことは記者会見等で認めているところである。したがって、本件放送の論評によって新たに申立人の社会的評価の低下があったとしても、それはわずかなものと考えられる。なお、申立人は、本件放送によって、ツイッターやブログに「キモイ」という言葉を含む申立人に対する誹謗中傷が書かれるようになったとするが、「キモイ」という言葉は、申立人と中学生とのLINEのやりとりの中で中学生が使った言葉であり、そのやりとり自体が複数のメディアで報道されていたのであるから、本件放送の論評によって初めてこれらの記載がなされるようになったとは認めがたい。

また、本件放送は申立人の名誉感情に不快の念を持たせるものではあるが、「キモイ」という言葉は、申立人と中学生のLINEでのやりとりの中で中学生が使った言葉として、本件放送の題材におけるキーワードの一つでもあった。本件放送での小木

氏が述べた「口には出そうと思わなかったけど、思いついたことはキモイだね」とするコメントも、この点を受けてのコメントであるから、申立人の人格をことさら誹謗中傷するものとまではいえない。

以上に鑑みれば、本件放送は、地方議会議員の行動に関わる事実に対する論評として公共性・公益性が認められ、他方で本件放送による社会的評価の低下や名誉感情の不快の念の程度を考慮すると、本件放送の論評については、申立人は地方議会議員として、これを受忍すべきものとする。

(4) 小括

以上により、本件放送は、申立人の名誉を毀損したり、名誉感情を侵害するものではない。

なお、「キモイ」という言葉は、それが使われる相手や場面によっては、相手の人格を傷つけ、深いダメージを与えることもあるが、委員会は、これを無限定に使うことを是とするものではないことを付言する。

2. 本件放送と市長選との関係について

申立人は、2014年8月になってから申立人と中学生グループとのやりとりが報道されるようになったのは、同年9月に実施された交野市長選挙で有利になることを目的とした当時の交野市長の政治的な行動に基づくものであったと主張するが、その主張と本件放送による人権侵害の有無の問題は関係を持たないと考える。

また、本件放送は申立人が放送の10日前にテレビの情報番組について委員会への申立てを行ったことも受けて行われたものであり、このタイミングで放送されたことに特段の不自然さはない。したがって、本件放送には取り上げるべき放送倫理上の問題もない。

III 結論

以上により、委員会は、申立人の主張には理由がないとの結論に至った。

なお、以下の補足意見がある。

補足意見

本決定は、「II 委員会の判断」の「1. (2) 本件放送の論評の対象と地方議会議員の名誉権、名誉感情」について、次の規範を明らかにし、本件放送が申立人の名誉権や名誉感情を侵害するものではないとし、さらに放送倫理上の問題もないとしている。

すなわち、「社会的評価の低下や名誉感情に不快の念を生じさせる論評であっても、論評を含む放送が、公共の利害に関わる事項について公益を図る目的でなされたものであるときは、表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その論評の基礎となった事実の主要な点に誤りがなく、論評が、人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱したものでない限り、その放送は権利侵害として評価されるべきではない。特に、公職選挙によって選出される地方議会議員の行動に関わる事実に対する論評は、健全な民主政治の維持発展のために不可欠のものであり、それが議員の社会的評価を低下させたり、議員自身の名誉感情を傷つける側面を有するものであっても、議員においては、一般私人に対する論評よりも受忍すべき限度は高く、寛容でなければならない。」という規範である。

私は、委員会委員としての9年の間に、「若手政治家志望者からの訴え」（委員会決定29号：見解〔迅速・丁寧な対応を要望〕）、「民主党代表選挙の論評問題」（同決定30号：見解〔問題なし〕）、「広島県知事選裏金疑惑報道」（同決定38号：見解〔実質審理に入らない、但し、ホームページでの当該報道の文字情報は放送と同視しないとの意見が付記されている〕）、「徳島・土地改良区横領事件報道」（同決定39号：勧告〔重大な放送倫理違反、但し、この結論を支持する補足意見と、名誉毀損であるとする少数意見が付記されている〕）などにおいて、政治家の行動に関わる事実や、これに対する論評についての判断に関わってきた。

上記規範のうち、「特に、公職選挙によって選出される地方議会議員の行動に関わる事実に対する論評」について、「議員においては、一般私人に対する論評よりも受忍すべき限度は高く、寛容でなければならない」とされる部分は、これら従前の委員会決定29、30、38、39号をもふまえたものであることを指摘しておきたい。

そもそも、知る権利に奉仕する取材・報道の自由が憲法21条の表現の自由の内容をなすものとして、法律等の下位規範に制約されることなく保障されるべきことは、「博多駅テレビフィルム提出命令事件決定」（最高裁大法廷1969（昭和44）年11月26日刑集23巻11号1490頁）等によって明らかにされてきたところである。「人が自由に様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことは、個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保を実効あるものとするためにも必要である」からである（「法廷メモ採取にかかるレペタ事件」最高裁大法廷1989（平成元）年3月8日判決民集43巻2号89頁、放送と人権等権利に関する委員会2014年6月9日「顔なしインタビュー等についての要望～最近の委員会決定をふまえての委員長談話～」参照）。

もともと、この10年余を振り返ってみると、個人情報保護法の制定時には、報道

目的があれば報道機関は個人情報取扱事業者の法的義務の適用を除外されるとする条項(同法50条1項1号)が取材・報道の自由を制約しかねないという議論もあった。法律等の下位規範によって制約されることを懸念するあまりに、取材・報道の自由の行使を個別に具体化した法律は設けられてはいない。それゆえ、取材・報道の自由、とりわけ取材・放送の自由は、情報の自由な伝達を妨げかねない特定秘密保護法の運用や、時の権力者の言動によって萎縮しかねない法的性質をも併有している。しかし、仮にも、そのような法の運用や権力者の言動によって、取材・放送の自由が萎縮するようなことがあれば、知る権利に奉仕する取材・放送の自由としての役割を果たすことはできない。たとえば、公平・公正な選挙報道が要請されるからといって、仮にも取材・放送をしないこととなれば、視聴者の知る権利を満たすことはできなくなるからである。

本決定が述べる上記の規範部分は、地方議会議員の行動に関わるものではあるが、このような取材・放送の自由が萎縮する状況に陥らないためにも、国政を担う政治家の行動については、なおさら妥当するものとする。すなわち、「健全な民主政治の維持発展のために不可欠のものであり、それがその政治家の社会的な評価を低下させたり、その政治家の名誉感情を傷つける側面を有するものであっても、その政治家においては、一般私人に対する論評よりも受忍すべき限度は高く、寛容でなければならない」と解されるべきである。

すべての放送関係者においては、今後も、委員会決定29、30、38、39号及び本決定等をふまえて、視聴者の知る権利に積極的に奉仕することが求められている。

(三宅 弘 委員)

IV 放送概要

被申立人が提出した番組収録CDによると、本件放送の概要は以下のとおりである。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|--|
| 矢作 | 問題になってますね。やっぱり。 |
| 小木 | 何の問題ですか？ |
| 矢作 | いや、キモイ発言が。 |
| 小木 | ああ、キモイ発言？俺ね、あんまり分かってないんですけど、どういった内容なんですかね。 |
| 矢作 | 要はその、山本議員という方が、中学生とね、LINEとかしてたんですって。 |
| 小木 | なんかあ、はいはい。 |
| 矢作 | 俺と小木もグループLINEってやったことあるよね。 |
| 小木 | あるある。 |
| 矢作 | グループLINEでのが出来るんだね。それで、グループLINEを…途中からシカトされだしたのよね。 |
| 小木 | ああ、なるほど、グループLINEで。 |
| 矢作 | グループLINEでシカトされて解散みたいになっちゃって、一人だけ残っちゃったんだよね。相手にされなくなっちゃって、それに腹を立てた山本議員が「絶対許さない」とか、中学生に対して。そういうことをやったという…脅迫めいたことをしたんだって。 |
| 小木 | 脅迫？「許さねえ」って。 |
| 矢作 | ということが問題になったのに対して、『スッキリ！！』でテリーさんが「こいつキモイもん」て言ったら、「これはもう人権侵害だ」ということで訴えると。 |
| 小木 | LINEと同じ手法で言ってきたんだ。また「訴える」とか「許さねえ」とか、また。すぐキレんだよお、本当に。 |
| 矢作 | それに対して、橋下さんが、大阪の。「キモイって言われてもしょうがねえだろう」みたいなこと言ったら、それに対しても橋下さんを「そんな、LINEで俺がちょっとやったぐらいで人格まで否定されるような言われかたされるのはおかしい」ということで、また怒っている。 |
| 小木 | へえ～。山本議員は…俺よく知らないけど、何、中学生ぐらいなの？山本議員って。 |
| 矢作 | はははは。山本議員が中学生だったら、そんなに問題にならないんだよ。 |
| 小木 | 今の話聞いたら、中学生とか… |
| 矢作 | 30ねえ、後半。 |
| 小木 | ええ、後半なの。 |
| 矢作 | だから、今、キモイって言うと、すごい、訴えられるから気を付けたほうがいいよ。 |
| 小木 | いや、俺、30後半って聞いて…ぱっと今思いついたことよ。口には出そうと思わなかったけど、思いついたことはキモイだね。完全に。やばくない？ |
| 矢作 | だから、それ言っちゃうと駄目なのよ。攻撃されるから。 |
| 小木 | キレるんでしょ、すぐ。 |
| 矢作 | 本当にやばいんだよ。キモイと言ったことに対してだよ、議員とかが訴えるとか言ってくる時、当たり前のようにギャルとかはさ「へえ、キモイ！」とか言うじゃない。本当にいつ訴えられてもおかしくないからね。もう、この先。 |
| 小木 | キモイと思ったもんはキモイでいいんでしょ。言って。だって公の人なんだから。俺らだって、なんか、もし変な…テレビで言ったら、キモイって言われるよ。 |
| 矢作 | アンガールズの田中はどんだけ言われてる。 |
| 小木 | あいつ、すげえ言われてんじゃん。 |
| 矢作 | 芸人はキモイって言われても訴えちゃいけないんだけど、政治家はキモイって言われて訴えていいのかなあ。でも、キモイって言われたのを訴えているわけでしょ。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|--|
| 小木 | そう、なんか。 |
| 矢作 | これが通ったら、ちょっとやばくない？ |
| 小木 | そうだよ。それ通ったら、何も言えなくなっちゃうんだよ。 |
| 矢作 | というか、芸人はもうやばいよね。 |
| 小木 | 芸人はまずやばい。 |
| 矢作 | キモイ系の芸人っていうのは、いっぱいいるんだから。 |
| 小木 | うんうん。 |
| 矢作 | そういうキモイって言われるタイプがね。 |
| 小木 | それに訴えられたら、何もできなくなっちゃうね、本当にテレビが… |
| 矢作 | 「カワ」を付けりゃあいいんじゃない？アンガールズみたいに。「キモカワ」とか…キモイけど、ちょっと1回だけ褒めてあげると山本議員も腹の虫が収まるんじゃない？ |
| 小木 | なるほどね。坊主になった人だっけ、なった人だね。 |
| 矢作 | そうそうそうそう。BPOに… |
| 小木 | BPOか。 |
| 矢作 | 裁判じゃない、BPOに訴えたんだ。 |
| 小木 | でも、しょうがないもんね、キモイもんは。そんなもん。 |
| 矢作 | でも、キモイけど、そんなもので怒っちゃう山本議員はかわいいよね。 |
| 小木 | あははは。かわいって言うの…なに、純粹って言うのかな。 |
| 矢作 | キモジュン？ |
| 小木 | キモジュンじゃない？ |
| 矢作 | キモジュンだよ、キモジュン。 |
| 小木 | 嬉しいでしょ、本人も。マツジュンっぽいといいよ。ねえ、キモジュンだよ。 |
| 矢作 | そうか。山本議員はキモジュンなんだ。 |
| 小木 | 中学生とLINEできるの純粹じゃないとできないんだから。キモジュンじゃないとできないんだから、そんなもん。あり得ないよ。いいじゃん、キモジュンで。 |
| 矢作 | キモジュンは訴えられるのかな？ |
| 小木 | これは俺ら、言われる筋合いないでしょ。こんな、キモジュンなんて。キモジュンって俺ら言ってるわけでしょ。これに対して俺らには言ってこないよね、さすがにね。ちょっとマツジュンみたいに言ってんだから。(小木・矢作 笑い) |
| 矢作 | だけど、イントネーションは良いじゃない、キモジュンで。気持ちいいんだからさ。これに言うてくるようじゃ駄目だよ。もうね。これに言うてくるようじゃ。一番あれじゃない、マツモト…ああ、山本議員をなだめることができるのは、アンガールズ田中じゃない？「まあまあまあまあ、キモイって言われたぐらいで怒りなさんな」って。田中が言ったら、もう、なんて言うんだろね。田中が言って…「お前と一緒にすんな」っていわれるのかな。 |
| 小木 | 多分怒られる、そうなのかねえ。 |
| 矢作 | 「芸人がキモイって言われるのとは違うんだよ」って言われて…そうしたら逆に訴えてやるけどな。 |
| 小木 | そうだよ、それは訴えるべきだよ。 |
| 矢作 | 面白いね。 |
| 小木 | う～ん。いるんだねえ、不思議な方がね。 |
| 矢作 | いるんだよ、う～ん。 |

<別の話題へ>

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張と被申立人の答弁は以下のとおりである。

| | 申立人 | 被申立人 |
|------|---|--|
| 問題部分 | <p>■ 小木氏の「口に出そうと思わなかったけど、思いついたことはキモイだね。完全に。」「キモイと思ったもんはキモイでいいんでしょ。言って。だって公の人なんだから。」「しょうがないもんね。キモイもんは。」、矢作氏の「キモイけど、そんなもので怒っちゃう山本議員はかわいいよね。」という発言は、全人格を否定し、侮辱罪にあたる可能性が高い。</p> <p>■ 社会事象へのコメントとのことだが、当日の放送内容から社会事象へのコメントではなく、方便であるとしか受け取ることが出来ない。また、「可愛い」とか「純粋」とのコメントもあるが、侮辱罪を免罪するコメントにはならない。</p> <p>■ 対一の個人的な関係で「キモイ」と言われてもムカッと来るぐらいで終わるが、公共性の高い電波を通してこのような侮辱ととられかねない言葉を流すことは話が別だ。放送の影響は大きく、名誉感情が害されたとともに、私自身の社会的な評価を低下させられたと考えざるを得ない。しかも、おぎやはぎ氏は他の番組に対して私がBPOに申し立てたことを分かったうえでこの言葉を公共の電波に乗せており、相当悪質だと考えている。</p> | <p>■ 一連のトラブルの概要を聞き終わった小木氏が、その感想として、二度にわたって「キモイ」と発言しているが、これは申立人の不適切な行為に向けられたものであり、個人に向けられた人格攻撃ではない。また、中学生やテレビの情報番組でコメンテーターが申立人の行動について「キモイ」という言葉を使ったという先行報道の流れの中で、本発言は、「そう言われても仕方ない」というニュアンスを含むものと捉えるべきだ。「全人格を否定し、侮辱罪にあたる」ような放送では、まったくくない。</p> <p>■ 「キモイ」という発言はあったものの、他方「かわいい」「純粋だ」などの発言もあり、社会事象へのコメント、特に大阪府議という公職にある人物が社会的に非難された出来事に関してのコメントであり、全体としては、個人の人格を否定したり、傷つけたりするものではないと判断して、放送した。</p> |
| 公人 | <p>■ 「キモイ」という発言は、人格に向けられたものとしか考えられない。公人にも名誉権が有り、過度に強調しているわけではない。</p> <p>■ 私は公人という立場なので一般的な批判などは受け入れなければならないと思っているが、侮辱にあたるような表現までは受け入れられない。</p> | <p>■ 今回のコメントは、大阪府議という公人の立場にある人物が、中学生を相手にトラブルを起こし、未成年である中学生たちに脅迫的なメッセージを送ったという、公人として極めて不適切な行為を対象としたものである。</p> <p>■ 今回の放送は、大阪府議という公人である申立人の行為及び、それに付随した一連の社会事象へのコメントが主眼であり、小木氏の「キモイ」という発言は、あくまで申立人の不適切な行為に向けられている。</p> <p>■ 公人の名誉権が過度に強調されることは、民主主義の基盤を揺るがすことにもつながりかねないという視点からも、今回の放送について謝罪放送やその他の方法による謝罪を行うことはできない。</p> |

| | 申立人 | 被申立人 |
|-------------------|--|---|
| 被害 | <p>■精神的な苦痛を味わうとともにインターネット上に「キモイ」という中傷の文言が溢れ、信用やイメージを著しく損なった。</p> | <p>■申立人が「キモイ」と言われる事象は、本件放送前に発生しており、インターネット上には、申立人と「キモイ」という言葉を紐付ける言説は溢れていた。TBSラジオの放送が原因でインターネットに「キモイ」という中傷の文言が溢れたという事実はない。</p> |
| トークバラエティー番組の性格と役割 | <p>■バラエティー番組は一般的に報道番組に比べて事実確認等については緩くても構わないとは思いますが、本人に確認するなどある程度のことはやるべきで、何の確認もせず放送するというのはいくら何でも緩すぎるのではないかと。</p> | <p>■「トークバラエティー番組が特定の人間の言動を取り上げた場合、その内容がその人間の名誉を毀損しているかどうか、あるいは違法にプライバシーを侵害しているかどうかについて判断するにあたっては、真実性を旨とする報道番組と同一に論じることはできず、一般にその許容される限度はより広いものといつて差し支えないであろう」（「放送人権委員会決定第28号」より引用）</p> <p>■今回の放送でも、一連の騒動を紹介するとともに、公人である申立人の不適切な行為を批評性を込めて語るという、バラエティー番組らしい展開となっている。</p> <p>■「健全な娯楽」としてのバラエティー番組に求められているのは、皆が感じていることをズバリと言うという、ある種の批評性ではないかと。言い換えれば、時に批評性をこめたコメントをすることは、バラエティー番組を「健全に発展させるというメディアの役割」を果たすことにもなると考える。</p> |
| 市長選との関係 | <p>■一連の報道は2014年9月に予定されていた交野市長選挙の直前の8月に、当時の交野市長の指示で報道に至ったもので、すべて交野市長選挙に絡んで利用されたものだ。</p> | <p>■本件放送は申立人本人も「不適切だった」と記者会見等で認めたことをもとにして論評を加えたもので、交野市長選挙に絡んだ政治的な陰謀であるとの主張は本件の審理と関係がない。</p> |
| 局への要求 | <p>■同番組上にて、謝罪することを求める。</p> <p>■単なる釈明にとどまることなく、今回の放送についての謝罪放送等を改めて行うこと、そして、交野市長選挙にかかる政治的な陰謀であることが判明していることから、その点について放送するよう求める。</p> | <p>■今回の出演者の発言について、謝罪放送や放送以外での謝罪をおこなうことはできない。</p> |

VI 申立ての経緯および審理経過

| 年 月 日 | 審 理 内 容 等 |
|-------------|--|
| 2014年 8月 8日 | 一部の報道により、申立人と中学生のLINE問題が発覚 |
| 8月11日 | テレビの情報番組で申立人の特集企画を放送 |
| 8月22日 | 『JUNK おぎやはぎのメガネびいき』で申立人を巡る一連の事態についてオープニングトークを放送 |
| 9月 8日 | 申立人が番組内での謝罪を要求 TBSラジオ、番組内での謝罪拒否を伝える 申立人、「申立書」を委員会に提出 |
| 10月23日 | TBSラジオ、申立人に放送以外でも謝罪拒否を伝える |
| 11月10日 | TBSラジオ、「経緯と見解」書面、関連資料、同録CDを提出 |
| 11月18日 | 第214回委員会 審理入り決定 |
| 11月28日 | TBSラジオから「答弁書」を受理 |
| 12月15日 | 申立人から「反論書」（12月11日付）を受理 |
| 12月16日 | 第215回委員会 審理 |
| 2015年 1月 9日 | TBSラジオから「再答弁書」を受理 第1回起草委員会 |
| 1月20日 | 第216回委員会 審理 |
| 2月17日 | 第217回委員会 ヒアリング、審理 |
| 3月 3日 | 第2回起草委員会 |
| 3月17日 | 第218回委員会 審理 「委員会決定」案を了承 |
| 4月14日 | 「委員会決定」通知・公表 |

本委員会決定は2014年11月から2015年3月の放送人権委員会での審理をもとにまとめたものです。2015年4月1日から委員の構成が変わりましたが、本委員会決定は審理に参加した委員名で通知・公表します。

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

| | |
|-------|-------|
| 委員長 | 三宅 弘 |
| 委員長代行 | 奥 武則 |
| 委員長代行 | 坂井 眞 |
| 委員 | 市川 正司 |
| 委員 | 大石 芳野 |
| 委員 | 小山 剛 |
| 委員 | 曾我部真裕 |
| 委員 | 田中 里沙 |
| 委員 | 林 香里 |